

別表（別表第4号以外は、掲載を省略しています）

別表第1号 地方交通線の線名及び区間

別表第1号の2 列車群

別表第1号の3～5 特定の特別急行料金によって指定席特急券又は特定特急券を発売する期間

別表第1号の6 グランクラス(A)を設備した特別急行列車の列車名及び運転区間

別表第1号の7 九州旅客鉄道会社線を運転する特別急行列車の列車名

別表第2号 イ 北海道旅客鉄道株式会社線の大人普通旅客運賃の特定額（幹線内相互発着となる場合）

別表第2号イの2 削除

別表第2号イの3 九州旅客鉄道株式会社線の大人普通旅客運賃の特定額

別表第2号イの4 地方交通線の営業キロの区間

別表第2号イの5 北海道旅客鉄道株式会社線の大人普通旅客運賃の特定額

（地方交通線内相互発着となる場合）

別表第2号イの6 東京附近等の特定区間における最短経路の大人片道普通旅客運賃の特定額

別表第2号 ロ 大人通勤定期旅客運賃（幹線内相互発着となる場合）

別表第2号ロの2 北海道旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃（幹線内相互発着となる場合）

別表第2号ロの3 四国旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃

別表第2号ロの4 削除

別表第2号ロの5 削除

別表第2号ロの6 九州旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃

別表第2号ロの7 九州旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃の特定額

（地方交通線内相互発着となる場合）

別表第2号ロの8 九州旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃の特定額

（幹線と地方交通線を連続して乗車する場合）

別表第2号 ハ 大人通勤定期旅客運賃（地方交通線内相互発着となる場合）

別表第2号ハの2 北海道旅客鉄道株式会社線の大人通勤定期旅客運賃

（地方交通線内相互発着となる場合）

別表第2号ハの3 北海道旅客鉄道株式会社線の定期旅客運賃の特定額

別表第2号 ニ 大人通学定期旅客運賃（幹線内相互発着となる場合）

別表第2号ニの2 北海道旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃（幹線内相互発着となる場合）

別表第2号ニの3 北海道旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃（幹線内相互発着となる場合）

別表第2号ニの4 北海道旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃（幹線内相互発着となる場合）

別表第2号ニの5 北海道旅客鉄道株式会社線の小学生等通学定期旅客運賃（幹線内相互発着となる場合）

別表第2号ニの6 四国旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃

別表第2号ニの7 削除

別表第2号ニの8 削除

別表第2号二の9 四国旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃

別表第2号二の10 削除

別表第2号二の11 削除

別表第2号二の12 四国旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃

別表第2号二の13 削除

別表第2号二の14 削除

別表第2号二の15 削除

別表第2号二の16 削除

別表第2号二の17 削除

別表第2号二の18 九州旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃

別表第2号二の19 九州旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃の特定額

(地方交通線内相互発着となる場合)

別表第2号二の20 九州旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃の特定額

(幹線と地方交通線を連続して乗車する場合)

別表第2号二の21 九州旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃

別表第2号二の22 九州旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃の特定額

(地方交通線内相互発着となる場合)

別表第2号二の23 九州旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃の特定額

(幹線と地方交通線を連続して乗車する場合)

別表第2号二の24 九州旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃

別表第2号二の25 九州旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃の特定額

(地方交通線内相互発着となる場合)

別表第2号二の26 九州旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃の特定額

(幹線と地方交通線を連続して乗車する場合)

別表第2号 木 大人通学定期旅客運賃 (地方交通線内相互発着となる場合)

別表第2号木の2 北海道旅客鉄道株式会社線の大人通学定期旅客運賃

(地方交通線内相互発着となる場合)

別表第2号木の3 北海道旅客鉄道株式会社線の高校生等通学定期旅客運賃

(地方交通線内相互発着となる場合)

別表第2号木の4 北海道旅客鉄道株式会社線の中学生等通学定期旅客運賃

(地方交通線内相互発着となる場合)

別表第2号木の5 北海道旅客鉄道株式会社線の小学生等通学定期旅客運賃

(地方交通線内相互発着となる場合)

別表第2号 へ 大人特別車両定期旅客運賃 (電車特定区間内相互発着となる場合を除く。)

別表第2号 ト 大人特別車両定期旅客運賃

(電車特定区間内相互発着となる場合で東京山手線内相互発着となる場合を除く。)

別表第2号トの2	大人特別車両定期旅客運賃（東京山手線内相互発着となる場合）
別表第2号 チ	削除
別表第2号 リ	削除
別表第2号 ヌ	削除
別表第2号 ル	削除
別表第2号 ヲ	大人通勤定期旅客運賃（東京山手線内相互発着となる場合）
別表第2号ヲの2	大人通勤定期旅客運賃（大阪環状線内相互発着となる場合）
別表第2号 ワ	大人通学定期旅客運賃（東京山手線内相互発着となる場合）
別表第2号ワの2	大人通学定期旅客運賃（大阪環状線内相互発着となる場合）
別表第2号 力	削除
別表第2号力の2	削除
別表第2号 ョ	大人通勤定期旅客運賃 (東京附近における電車特定区間内相互発着となる場合で東京山手線内相互発着となる場合を除く。)
別表第2号ヨの2	大人通勤定期旅客運賃 (大阪附近における電車特定区間内相互発着となる場合で大阪環状線内相互発着となる場合を除く。)
別表第2号 タ	大人通学定期旅客運賃 (東京附近における電車特定区間内相互発着となる場合で東京山手線内相互発着となる場合を除く。)
別表第2号タの2	大人通学定期旅客運賃 (大阪附近における電車特定区間内相互発着となる場合で大阪環状線内相互発着となる場合を除く。)
別表第2号 レ	東京附近等の特定区間における最短経路の大人通勤定期旅客運賃の特定額
別表第2号レの2	東京附近等の特定区間における最短経路の大人通学定期旅客運賃の特定額
別表第2号 ソ	削除
別表第2号 ツ	新幹線指定席特急料金（東海道・山陽）
別表第2号 ネ	新幹線指定席特急料金（のぞみ号等）
別表第2号 ナ	新幹線指定席特急料金（東北）
別表第2号ナの2	新幹線指定席特急料金（はやぶさ号等）
別表第2号 ラ	新幹線指定席特急料金（上越）
別表第2号 ム	新幹線指定席特急料金（北陸）
別表第2号 ウ	新幹線指定席特急料金（九州）
別表第2号 ノ	新幹線指定席特急料金（北海道）
別表第2号 オ	新幹線指定席特急料金（西九州）
別表第2号 ク	新幹線指定席特急料金（北陸幹在跨り）

別表第2号の2 行程表又は席番表
別表第3号 (指定券の様式)

別表第4号 危険品

危険品

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品			
					物品	重量、数量等		
1 爆発性の物	火薬類	火薬	火薬	黒色火薬、その他硝酸塩を主とする火薬	銃用火薬	容器・荷造ともの重量が1キログラム以内のもの		
				無煙火薬、その他硝酸エステルを主とする火薬				
				過塩素酸塩を主とする火薬				
		爆薬	爆薬	雷こう、その他の起爆薬	—			
				硝安爆薬	—			
				塩素酸カリ爆薬	—			
				カーリット	—			
				その他の硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素酸塩を主とする爆薬	—			
				硝酸エステル	—			
				ダイナマイト類	—			
				ニトロ化合物とこれを主とする爆薬	—			
		火工品	火薬類	雷管	銃用雷管	振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した400個以内のもの		
				実包	銃用実包	弾帯又は薬ごうにそう入り、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内（競技用の口径0.22インチ以内のライフル銃用実包又は拳銃用実包にあっては800個以内）のもの		
				空包	銃用空包	弾帯又は薬ごうにそう入り、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内のもの		
			火工品	信管	—			
				火管	—			
				導爆線	—			
				雷管又は火管付薬きょう	銃用雷管付薬きょう	振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した400個以内のもの		
		火工品	火薬又は爆薬を装てんした弾丸類		—			
			星火を発する榴弾		—			
			救命索発射器用ロケット		—			
			煙火		—			
			がん具煙火		がん具煙火（おもちゃ花火、発炎筒＊）、競技用紙雷管及びその他のがん具用軽火工品	容器・荷造ともの重量が1キログラム以内のもの		
			競技用紙雷管（大形紙雷管を含む。）		導火線又は電気導火線	容器・荷造ともの重量が3キログラム以内のもの		
			導火線					
			電気導火線					
		その他の火工品		—				
		その他	その他、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）で定める火薬類		—			

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
1	爆発性の物	その他爆発性の物	—	ニトログリセリン	狭心症用舌下錠*	容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のもの
			—	ニトロセルローズ	ラッカースプレー*	
			—	過酸化ベンゾイル	ニキビ治療薬*	容器・荷造ともの重量が3キログラム以内のもの
			—	ジニトロベンゼン	—	
			—	ジニトロナフタリン	—	
			—	ジニトロトルエン	—	
			—	ジニトロフェノール	—	
			—	ニトログリコール	—	
			—	トリニトロベンゼン	—	
			—	トリニトロトルエン	—	
			—	ピクリン酸	—	
			—	過酢酸	—	
			—	メチルエチルケトン過酸化物	—	
			—	アジ化ナトリウム	—	
			—	その他、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）における危険物「1.爆発性の物」に該当する品目	—	
2	発火性の物	マッチ	—	安全マッチ	安全マッチ	容器・荷造ともの重量が3キログラム以内のもの
			—	硫化リンマッチ	—	
			—	黄リンマッチ	—	
		その他発火性の物	—	セルロイド類	ペン、眼鏡*	実重量が300グラム以内のもの
			—	金属カリウム	—	
			—	金属リチウム	—	
			—	金属ナトリウム（金属ソーダ）	—	
			—	カリウムアマルガム	—	
			—	ナトリウムアマルガム	—	
			—	マグネシウム（粉状薄片状又はひも状のものに限る。）	—	
			—	アルミニウム粉	—	
			—	マグネシウム粉及びアルミニウム粉以外の金属粉	—	
			—	黄リン	—	
			—	硫化リン	—	
			—	赤りん	—	
			—	リン化石灰	—	
			—	リン化カルシウム	—	
			—	ハイドロサルファイト（亜ニチオン酸ナトリウム）	—	
			—	カーバイド（炭化カルシウム）	—	
			—	その他の発火性の物及び製品	油紙（刃物用包装紙等）*	容器・荷造ともの重量が5キログラム以内のもの
3	引火性の物	可燃性液体	—	メタノール（メチルアルコール又は木精）	消毒用アルコール*	
			—	アセトン	ネイルリムーバー*	2リットル以内又は容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のもの
			—	コロジオン	水糸剥離、角質軟化剤*	
			—	ブタノール（ブチルアルコール）	希釈用アルコール*	
			—	松根油	絵具用溶剤*	
			—	テレピン油（松精油）	絵具用溶剤*	
			—	エタノール	消毒用エタノール、除菌スプレー*	

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
3	引火性の物	可燃性液体	—	酢酸	食用酢酸、掃除用酢酸、農業用酢酸*	2リットル以内又は容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のもの
			—	鉛油原油	皮膚の保護剤、保湿剤、化粧品（ローション、クリーム等）*	
			—	アルコール（変性アルコールを含む。）	酒類*	
			—	揮発油	—	2リットル以内又は容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のもの
			—	ソルベントナフタ	—	
			—	コールタール餌油	—	
			—	ベンゼン（ベンゾール）	—	
			—	トルエン（トルオール）	—	
			—	キシレン（キシロール又はザイロール）	—	
			—	二硫化炭素	—	
			—	酢酸ビニルモノマ	—	
			—	エーテル	—	
			—	クロロシラン	—	
			—	アセトアルデヒド	—	
			—	パラアルデヒド	—	
			—	ジエチルアルミニウム	—	
			—	モノメチルアミン	—	
			—	トリメチルアミンの水溶液	—	
			—	ジメチルアミン	—	
			—	ビリジン	—	
			—	酢酸アルミ	—	
			—	酢酸エチル	—	
			—	酢酸メチル	—	
			—	義酸エチル	—	
			—	プロピルアルコール	—	
			—	ビニルメチルエーテル	—	
			—	臭化エチル（エチルプロマイド）	—	
			—	酢酸ブチル	—	
			—	フーゼル油	—	
			—	灯油（石油）	—	
			—	軽油（ガス油）	—	2リットル以内又は容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のもの
			—	重油（パンカー油、ディーゼル重油）	—	
			—	ガソリン	—	
			—	ニトロベンゼン（ニトロベンゾール）	—	
			—	ニトロトルエン（ニトロトルオール）	—	
			—	エチルエーテル	—	
			—	酸化プロピレン	—	
			—	ノルマルヘキサン	—	
			—	エチレンオキシド	—	
			—	酢酸ノルマルヘキサン	—	
			—	イソペンチルアルコール	—	
			—	メチルエチルケトン	—	
	その他	—	その他引火性の物及びその製品	ベンキ*	ベンキ*	2リットル以内又は容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のもの

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
4	可燃性のガス	高圧ガス	圧縮ガス	酸素ガス	酸素ボンベ、酸素缶*	医療用又は携帯用酸素容器に封入した酸素ガスで2本以内のもの 消火器内に封入した炭酸ガスで2本以内のもの 2リットル以内又は容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のもの
				炭酸ガス（二酸化炭素）	消火器	
				天然ガス	炭酸ガスカートリッジ*	
				水素ガス	プロパンガス*	
				窒素ガス	水素ガス吸入器*	
				オゾン	窒素ガスボンベ*	
				ヘリウム	オゾン発生器*	
				ネオンガス	ヘリウムガス*	
				アセチレンガス	ネオン管*	
				硫酸水素ガス	—	
				一酸化炭素ガス	—	
				石炭ガス	—	
				水性ガス	—	
				空気ガス	—	
				アンモニアガス	—	
				塩素ガス	—	
				亜酸化窒素ガス（笑気ガス）	—	
				ホスゲンガス	—	
				アルゴン	—	
				エタン	—	
				エチレン	—	
				メタン	—	
				その他の圧縮ガス及びその製品	—	
			液化ガス	液体炭酸	消火器	消火器内に封入した炭酸ガスで2本以内のもの
				液化プロパン	プロパンガス*	2リットル以内又は容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のもの
				フレオン-12	エアゾール噴射剤、エアコンガス*	
				フレオン-22	エアゾール噴射剤、エアコンガス*	
				ブタン	ライター、カセットガスボンベ*	
				液体空気	—	
				液体窒素	—	
				液体酸素	—	
				液体アンモニア	—	
				液体塩素	—	
				液体亜硫酸	—	
				液化シアノ化水素（液体青酸）	—	
				塩化エチル	—	
				塩化メチル（メチルクロライド）	—	
				液化酸化エチレン	—	
				塩化ビニルモノマ	—	

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
4	可燃性のガス	高圧ガス	液化ガス	液体メタン	—	
				その他の液化ガス及びその製品	—	
	酸化性の物	塩素酸塩類	—	塩素酸ナトリウム（塩素酸ソーダ）	—	
			—	塩素酸カリウム	—	
			—	塩素酸バリウム（塩酸バリウム）	—	
			—	塩素酸カルシウム	—	
			—	塩素酸ストロンチウム	—	
			—	塩素酸アンモニウム	—	
			—	その他の塩素酸塩類	—	
	過塩素酸塩類	過塩素酸塩類	—	過塩素酸アンモニウム（過塩素酸アンモニア）	—	
			—	過塩素酸カリウム	—	
			—	過塩素酸ナトリウム	—	
			—	その他の過塩素酸塩類	—	
5	酸化性の物	過酸化物	—	過酸化ナトリウム（過酸化ソーダ）	—	
			—	過酸化カルシウム	—	
			—	過酸化マネシウム	—	
			—	過酸化バリウム	—	
			—	過酸化亜鉛	—	
			—	過酸化カリウム	—	
			—	その他の無機過酸化物	—	
	硝酸塩類	硝酸塩類	—	硝石（硝酸カリウム）	肥料*	容器・荷造とともに重量が2キログラム以内のもの
			—	硝酸アンモニウム（硝酸アンモニウム又は硝安）	—	
			—	硝酸ナトリウム	—	
			—	その他の硝酸塩類	—	
	亜塩素酸塩類	亜塩素酸塩類	—	亜塩素酸ナトリウム	漂白剤*	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの
			—	その他の亜塩素酸塩類	—	
	次亜塩素酸塩類	次亜塩素酸塩類	—	晒粉（次亜塩素酸カルシウム）	—	
			—	その他の次亜塩素酸塩類	漂白剤*	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造しているもので、液体は1リットル以内、固体は重量が0.5キログラム以内のもの
	その他酸化性の物	その他酸化性の物	—	過硫酸アンモニウム	—	
			—	過硫酸カリウム	—	
			—	過硫酸ナトリウム	—	
			—	三酸化クローム（無水クロム酸）	—	
			—	その他の酸化性の物及び製品	—	
6	放射性の物	放射性物質等	—	放射性同位元素等並びに核原料物質、核燃料物質及びこれらに汚染されたもの	—	
7	その他危険物	毒物・劇物	—	硫酸	パッテリー液*	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの
			—	塩酸	トイレ用強力洗浄剤*	
			—	硝酸	—	

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
7	その他危険物	毒物・劇物	—	塩化スルホン酸（塩化スルフリルを含む。）	—	
			—	フッ化水素酸	—	
			—	硫酸ジメチル（ジメチル硫酸）	—	
			—	フェロシリコン	—	
			—	塩化硫黄	—	
			—	クロルピクリン	—	
			—	四エチル鉛	—	
			—	クロロホルム	—	
			—	臭素（ブロム）	—	
			—	ホルマリン	—	
		農薬	—	その他、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）で指定されている毒物及び劇物	—	
			—	その他、毒物及び劇物取締法で指定されている毒物及び劇物を使用した製品（薬液を入れた鉛蓄電池など）	パッテリー*	薬液を入れた鉛蓄電池で、堅固な木箱に入れ、且つ、端子が外部に露出しないよう荷造したもの
		その他危険物	—	硫黄剤	農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受ける農薬	拡散用高圧容器に封入した農薬で2本以内のもの
			—	除虫菊剤		
			—	燃剤		
			—	D N剤		
			—	燃蒸剤		
			—	殺鼠剤		
			—	除草剤		
			—	展着剤		
			—	銅剤		
			—	水銀剤		
			—	ホルマリン剤		
			—	ジネブ剤		
			—	石灰剤		
			—	砒素剤		
			—	ニコチン剤		
			—	デリス剤		
			—	B H C剤		
			—	DD T剤		
			—	鉛油剤		
			—	その他、農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受けるもの		
			—	生石灰（酸化カルシウム）	乾燥剤*	破損するおそれのない容器に密閉した1個の重量が20キログラム以内のもの
			—	塩化アセトフェノン（クロルアセトフェノン）	催涙スプレー*	容器・荷造とともに重量が3キログラム以内のもの
			—	低温焼成ドロマイト	—	
			—	塩化リン	—	
			—	臭化ベンジル	—	
			—	四塩化チタン	—	

(注1)「適用除外の物品」欄中「物品」欄に*印が記載されているものは、日常の用途に使用する小売

店等で通常購入可能な製品を適用除外とするものであり、その例を示しているものである。

(注2) 農薬取締法（昭和23年法律第82号）の適用を受けない農薬は、危険品に該当しない